

## 令和5年度 健康・食育かでな21 アンケート調査業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和5年度 健康・食育かでな21 アンケート調査業務委託仕様書

### 2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 3 目的

本町では、健康づくりに加え食育推進についての施策を総合的かつ計画的に推進するための具体的な行動計画として平成26年3月に「健康・食育かでな21」を策定した。

現計画の最終評価を行い、また次期計画を策定するための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を行う。

### 4 調査対象者

嘉手納町に住所を有する16歳～19歳、20歳～79歳までの方の中から、無作為で抽出した3,800人を調査対象とする。対象者の抽出は町で行い、受託者に提供する。

### 5 調査方法

郵送方式（郵送による調査票の配付・回収）等

回収率は30パーセント以上確保に努める。

### 6 委託業務の内容

#### (1) 国・県の動向把握及びまとめ

国及び県の健康づくりや食育の推進に関する動向を把握し、とりまとめて報告する。

#### (2) 嘉手納町の概況把握及びまとめ

嘉手納町の人口、世帯、年齢構成、高齢化率、産業別就業者数、完全失業率の推移及び飲食店数など町の動向に関する状況のほか、医療費、介護保険認定者数、死亡要因、平均寿命、特定健康診査の受診率等の健康に関する状況を把握するとともに、表やグラフ等を用いて視覚的にも分かりやすいよう概況を報告する。また、国や県等と比較可能な資料（データ）については、比較し報告する。

#### (3) アンケート調査の実施

##### ①調査票の作成

現計画の最終評価および次期計画策定の基礎資料とするため、両者の観点から調査票の作成を行う。

16～19歳、20歳～79歳の2種類の調査票の作成を行う。

平成24年度に行った「健康かでな21 アンケート」、平成25年度に行った「健康かでな21 食生活アンケート」の質問項目に基づき細部を検討するとともに、国・県の調査報告等を鑑み必要性が生じた場合には、それに応じて追加・見直し・修正を行う。

##### ②調査依頼状及び調査票の作成・印刷・封入・封緘・発送

調査票の送付及び回収については全て郵送等により行うものとする。  
調査対象者への調査協力依頼書（A4版1枚）の作成・印刷  
調査票作成、発送、回収に係る費用は全て受託者の負担とする。

③返送された調査票の開封等事務処理

④調査票の入力、集計、分析

過去に実施した「健康21アンケート」および「健康かでな21食生活アンケート」の結果と比較分析を行う。また、沖縄県の調査と設問項目が一致するものについては、沖縄県の調査結果と比較を行う。

⑤調査報告書の作成

- ア 調査報告書は、調査結果の分析コメントや、これまでの調査との比較、各調査対象別にクロス集計表やグラフなどを用いて作成する。また、健康づくりと食育に関する国・県の動向及び嘉手納町の概況について取りまとめる。
- イ 作成した原稿は、委託者に提出して了承を得るものとする。
- ウ 印刷・製本に関する仕様は、次のとおりとする。  
A4版、表紙カラー、本文白黒、200頁程度、150部

7 書類等の提出

受託者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- ①着手届 ②工程表 ③主任技術者届 ④業務担当職員表 ⑤経歴書
- ⑥完了届 ⑦納品書 ⑧その他、協議により指示のあった事項

8 成果品

成果品の管理及び権利の帰属は、すべて発注者とする。受託者は、以下のとおり成果品を納品するものとする。

- (1) 調査報告書 150部
- (2) 業務成果に係る電子データ（CD-R等） 1枚

9 手直し

調査業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとする。

10 その他

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めなければならない。
- (3) この仕様書に定めるもののほかに必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

11 担当課

嘉手納町役場 町民保険課 健康予防係